

竹早テニスコート 利用時の本人確認について

【令和6年8月1日から】

竹早テニスコートをご利用くださいます、ありがとうございます。
 これまで、コートの予約者（個人または団体代表者）のみに実施してきた本人確認につきまして、**令和6年8月1日から利用者全員に対して本人確認を実施**いたします。

施設の適正な利用のため、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

※ **文京区のテニスコートは、在住・在勤・在学の方のみ、ご利用が可能です。**

■本人確認の新旧対象表

	これまで	令和6年8月1日から
個人利用	①予約者：利用者カード＋本人確認書類 ②同行者：確認なし	①予約者：同左 ②同行者： 在住 …本人確認書類 在勤・在学 …本人確認書類＋ 在勤 確認書類 在学
団体利用	①代表者：利用者カード＋本人確認書類 ②同行者：確認なし	①代表者：同左 ②同行者： 在住 …本人確認書類 在勤・在学 …本人確認書類＋ 在勤 確認書類 在学

■本人確認の方法

利用開始時に、管理事務所窓口にご提示ください。

【本人 確認書類（住所・氏名・生年月日が記載された公的書類）】

・マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、介護保険者証等

※コピーの場合は、顔写真付きの証明書のみ受付可

【在勤 確認書類（企業・団体名及び所在地が明記されたもの）】

・社員証、在勤証明書または名刺等

※確認書類の種類により、勤務先等に確認する場合あり

【在学 確認書類】

・学生証、在学証明書



■本人確認ができない場合

- 利用者カードをお持ちの方〔コートの予約者（個人または団体代表者）〕
本人確認ができない利用が5回に達した時点で、1か月間以下の対応をします。
 - ・新規予約の停止
 - ・期間前に申し込んでいた結果発表前の抽選申込は、全て取消
- 上記1以外の方（同行者）
その日のテニスコートのご利用をお断りします。
ただし、10月分のコート利用までは、氏名・住所等を施設に申し出ることで利用可とします。
- 今回の運用に伴い、コートをキャンセルする場合、下記（文京スポーツセンター）までご連絡ください。

【問合わせ先】文京区スポーツ振興課施設等担当 電話：03-5803-1850

文京区スポーツ推進共同事業体 電話：03-3944-2271（文京スポーツセンター）